

## 平成29年度 草原の利用拡大・新たな価値の創造事業（基金事業）実施要項

### （事業の目的）

第1条 世界農業遺産「阿蘇の草原の維持と持続的農業」を次世代に着実に継承するため、「草原の利用拡大」、「新たな価値の創造」に取り組むものとし、事業の趣旨に沿った認定地域内における多彩な活動を支援する。

### （対象地域）

第2条 この要領に基づき交付する補助金（以下「補助金」という。）の対象となる取組は、阿蘇世界農業遺産認定地域である阿蘇市、小国町、南小国町、産山村、高森町、南阿蘇村、西原村（以下「認定地域」という。）において行われるものに限る。

### （補助対象事業）

第3条 補助対象事業は別表に掲げるテーマに寄与する取組とする。

なお、事業の主要な部分を他に委託する事業でないこと。ただし、高度な専門性が必要などの合理的な理由がある場合はこの限りでない。

### （事業実施者）

第4条 補助対象事業の実施者（以下「事業実施者」という。）は、任意の活動組織、NPO法人、各種団体、企業等とする。

なお、「等」には個人も含まれる。

2 前項の事業実施者は、次の条件をすべて満たすものとする。

- (1) 認定地域内に事務所等を有し、認定地域内で活動していること。
- (2) 補助対象事業を遂行できる組織体制を有していること。
- (3) 宗教活動や政治活動を目的とした団体でないこと。
- (4) 特定の公職者（候補者を含む。）又は政党を推薦、支持、反対することを目的とした団体でないこと。
- (5) 暴力団又は暴力団の統制下にある団体ではないこと。

### （補助対象経費）

第5条 補助対象経費は、補助対象事業に要する経費とする。

2 補助対象外経費は、次のとおりとする。

- (1) 事業実施者である団体等の組織や施設の維持管理に要する経費
- (2) 酒類等の飲食に要する経費（茶類等は除く。）
- (3) 出資、出損、貸付に要する経費
- (4) 土地の取得、賃借、補償に要する経費
- (5) 施設整備又は1件10万以上の機械等購入に要する経費（特別な事情に

より合理的な理由がある場合を除く。)

- (6) 共同作業の従事者に対する日当等の金銭的給付を行う場合、1人1回当たり2千円を超えるもの。
- (7) その他阿蘇地域世界農業遺産推進協会長（以下「協会長」という。）が不相当と認める経費

（補助金の上限額）

第6条 補助金は別表に掲げる金額を上限とした所要額を交付する。

（交付申請）

第7条 事業実施者は、事業計画書（別記第1号様式）と交付申請書（別記第2号様式）を2部作成し所在地の市町村に提出する。なお、事業計画書は事業ごとに作成すること。

- 2 市町村は、提出された事業計画書、交付申請書に、実施主体や取組内容の適否を記載した意見書（別記第3号様式）を添えて、協会長に提出しなければならない。

（交付決定）

第8条 協会長は、第7条により提出された内容を審査し適当と認めるときは、事業実施者に対し交付決定通知（別記第4号様式）を行うとともに、補助金を交付する。

（変更申請）

第9条 事業実施者は、補助対象事業の内容等について次の各号に掲げる変更事由を生じたときは、変更事業計画書（別記第5号様式）と変更交付申請書（別記第6号様式）を作成し、市町村に提出する。

- (1) 補助対象事業の主要部分（事業内容、事業実施個所）の変更
- (2) 事業費の3割を超える増減
- (3) その他協会長が必要と認める事項

- 2 市町村は、提出された変更事業計画書、変更交付申請書に、実施主体や取組内容の適否を記載した意見書（別記第3号様式）を添えて、協会長に提出しなければならない。

- 3 協会長は、前項の規定により提出された内容を審査し適正と認めるときは、事業実施者に対し変更交付決定通知（別記第7号様式）を行うとともに、補助金の増額があった場合は、増額分の補助金を交付する。  
なお、補助金額の減額があった場合、事業実施者は、減額分の補助金を協会長の指定する口座に、速やかに返還するものとする。

(実績報告)

第10条 補助対象事業が完了した場合、事業実施者は、事業実績書（別紙第8号様式）と事業実績報告書（別記第9号様式）を2部作成し、市町村に提出する。

2 事業実績書には、次の書類を添付するものとする。

- (1) 事業の実施状況が確認できる写真
- (2) 領収書等支出を証する書面の写し
- (3) その他必要に応じて協会長が求める書類

3 市町村は、とりまとめ協会長に提出するものとする。

4 事業実績報告書の提出期限は、事業完了の日から1か月を経過した日又は補助金の交付決定のあった年度の3月31日とする。

(交付確定)

第11条 協会長は、第10条により提出された内容を審査し適当と認めるときは、補助金の額の確定を行うとともに、交付確定通知（別記第10号様式）を行う。

(補助金の返還)

第12条 事業実施者は、交付を受けた補助金額と交付確定額に差額が生じた場合には、協会長の指定する口座に、速やかにその差額を返還するものとする。

(事業募集)

第13条 当該事業の募集は平成29年6月14日（水）から、平成29年7月31日（月）までとする。

なお、執行状況等により、追加募集を行う場合もある。

(情報公開)

第14条 本事業による補助を受けて実施する取組については、公開とする。

(雑則)

第15条 事業の実施等について、疑義が生じた場合は、関係各位で協議のうえ決定する。

附 則

この要項は、平成29年6月5日から施行する。

(別表)

テーマ	項目	補助対象となる活動内容	補助対象活動の例	事業実施者	上限額
草原の利用 拡大	繁殖あか牛導入	草原再生協議会が行っている繁殖あか牛導入支援		草原再生協議会	2000 千円
	草資源活用付加価値向上	阿蘇の野草を活用し、新たに生産物の付加価値向上に寄与する取組	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 野草堆肥を使用した農産物の生産と販路開拓の取組み</li><li>・ 放牧肥育による付加価値向上など</li></ul>	任意の活動組織 NPO法人 各種団体 企業、個人	500 千円
新たな価値の創造	ビジネス化	農林業に関するビジネス化に向けた活動	阿蘇の農林水産物を使用した特産品開発や6次産業化の取組	任意の活動組織 NPO法人 各種団体 企業、個人	500 千円